

2020年11月9日 いちようビジネスクラブ11月例会

新型コロナウイルス感染症

八王子市の現状と予防対策について

八王子市保健所

目次

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策
2. 陽性者発生に備えた平時からの取組と発生時対応について
3. 八王子市の現状
4. 八王子市の取組
5. 季節性インフルエンザウイルスの同時流行対策
6. 終わりに

目次

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策
2. 陽性者発生に備えた平時からの取組と発生時対応について
3. 八王子市の現状
4. 八王子市の取組
5. 季節性インフルエンザウイルスの同時流行対策
6. 終わりに

新型コロナウイルスの感染経路



感染者の

くしゃみ

咳

つば

などから感染

三密（密閉・密集・密接）
を避けましょう！

Q 新型コロナウイルス感染症を拡げないためには、どのような場面に注意する必要がありますか。

A 新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染するため、3密（密閉・密集・密接）の環境で感染リスクが高まります。

このほか、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要です。

感染リスクが高まる「5つの場面」

厚生労働省（2020年10月時点）
新型コロナウイルス感染症の
“いま”についての10の知識

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、感覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、同じ飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中での注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

<利用者>

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
②なるべく普段一緒にいる人と、
③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに。(正面や真横はなるべく避ける)
(食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。)
- ・会話する時はなるべくマスク着用。(フェイスシールド・マウスシールド※¹はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※²。)
※¹ フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
※² 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

<お店>

- ・お店はガイドライン★の遵守を。
(例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。)
- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、
接触確認アプリ(COCoA)のダウンロードを働きかける。

【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】

- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客(100名超)からの感染者は出なかった。

職場における新型コロナウイルス感染症 への感染予防、健康管理の強化について

- 労務管理の基本的姿勢
- 職場における感染予防対策の徹底について
- 配慮が必要な労働者等への対応について
- 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について
- 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

厚生労働省

8月7日付け職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における集団感染事例

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における感染防止措置の取組の参考となるよう、職場における集団感染が発生したと考えられる事例を紹介します。

なお、同感染症の職場における対策については、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用し、職場の状況を確認した上で、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策の検討をお願いいたします。

各事例の（対応について）については、チェックリストの対応する項目を示しており、1（1）1項のように示しております。

厚生労働省

8月7日付け職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

集団感染事例1

事例3）事業場外（外勤時や移動時）

研修など宿泊を伴う業務において、行動を共にしていた労働者が発症。また複数の労働者が、車両にて移動したことから同乗した複数の労働者にも感染が拡大したもの。

(集団感染が発生した原因として考えられるもの)

- ・ 集団での活動や生活する場で密集していたことから感染した。
- ・ 車内では、密接した配席であり、換気も不十分であった。

厚生労働省

8月7日付け職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

(対策について)

- ・ 人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空けること。
→チェックリスト対応項目 2（1） 1 項
- ・ 外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクを着用すること。
※なお、熱中症のリスクがある場合には、チェックリスト 6 について確認してください。
→チェックリスト対応項目 2（1） 3 項
- ・ こまめな換気を行うこと。
→チェックリスト対応項目 2（2） 3 項
2（5） 6 項、3（1） 1 項
- ・ 外出から戻ったら手洗いを行うこと、手洗いは 30 秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと（手指消毒薬の使用も可）。
→チェックリスト対応項目 2（1） 4 項
- ・ 日常生活用品の複数人での共用は避けること。
→チェックリスト対応項目 3（6） 5 項（7） 6 項
- ・ 車両で移動する際にも人との間隔を空け、マスクを着用し、換気を行うこと。
→チェックリスト対応項目 3（3） 6 項

集団感染事例2

厚生労働省8月7日付け
職場における新型コロナウイルス感染症への感染
予防、健康管理の強化について

事例4) 事業場外（勤務時間外等）

職場で開催された就業時間後の飲み会を端緒に集団感染が発生したもの。

(集団感染が発生した原因として考えられるもの)

- ・ 飲み会の中では密集した状況であり、換気も不十分であった。
- ・ 近い距離で比較的大きな声で談笑していた。
- ・ 職場以外でも感染防止が必要なことが十分周知できていなかった。

(対策について)

- ・ 職場以外においても、労働者が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行うこと。

→チェックリスト対応項目1 6項

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。

衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。

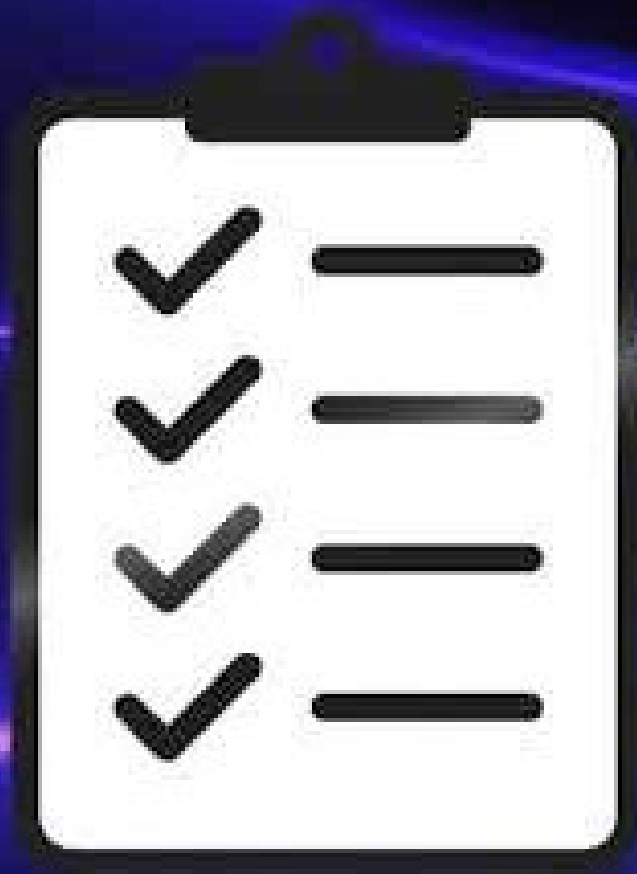
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

厚生労働省8月7日付け
職場における新型コロナウイルス感染症
への感染予防、健康管理の強化について

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ

目次

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策
- 2. 陽性者発生に備えた平時からの取組と発生時対応について**
3. 八王子市の現状
4. 八王子市の取組
5. 季節性インフルエンザウイルスの同時流行対策
6. 終わりに



陽性となった方の 周囲の方々への対応

- 保健所から必要に応じて
積極的疫学調査を行います

※具体的な状況をお伺いして判断します

**家族・友人・お客様の
ためにも
聞き取り調査に
是非ご協力ください**

https://youtu.be/4_gU9RLLnI

東京動画 【解説版】PCR検査について

陽性者発生時の保健所対応

- ① 保健所から陽性者への調査
- ② 職場内における陽性者発生への備え
- ③ 職場における陽性者発生時の対応
- ④ 勤務・業務継続体制
- ⑤ 陽性者・濃厚接触者への人権への配慮

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領

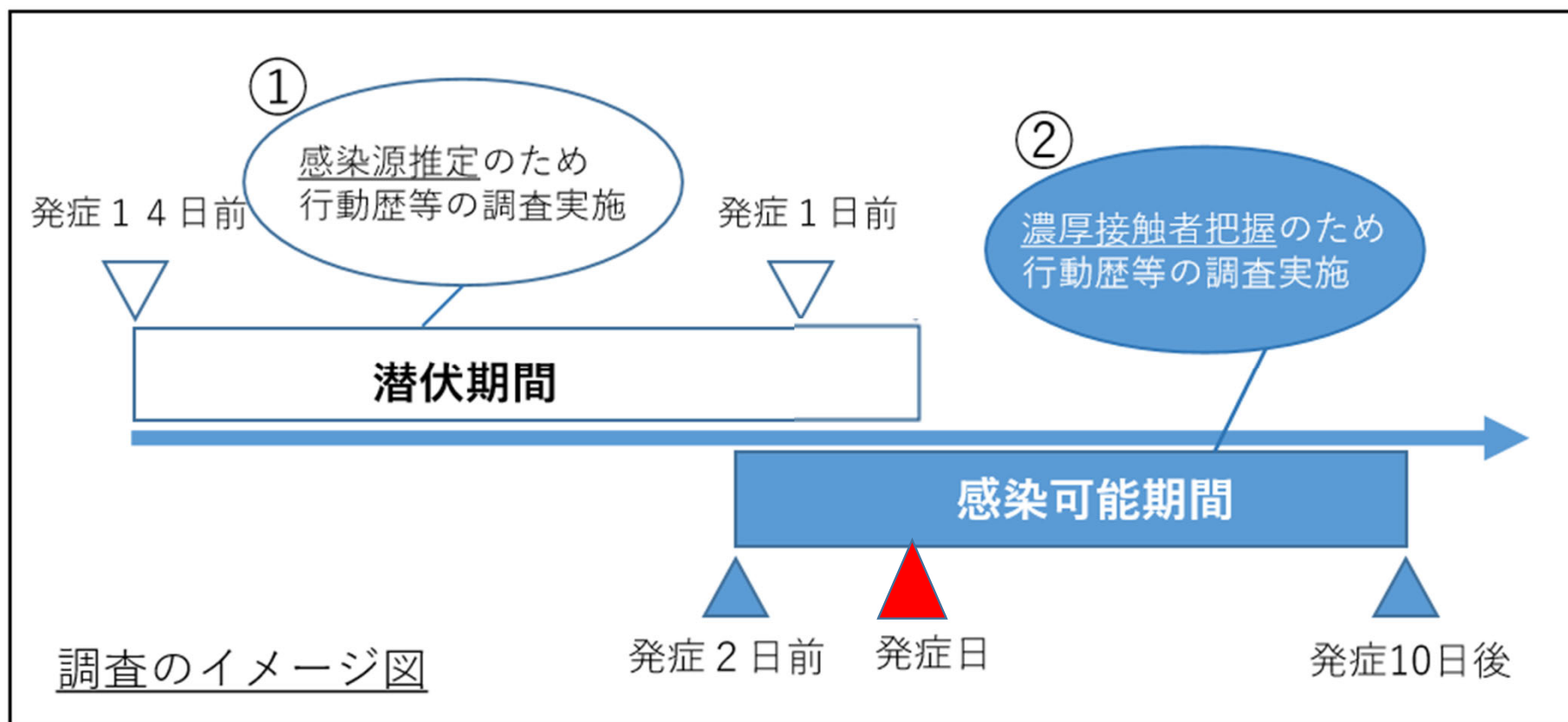
国立感染症研究所 感染症疫学センター

令和2年5月29日版

〇はじめに

本稿は、国内で探知された新型コロナウイルス感染症の患者(確定例)等に対して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条による積極的疫学調査を保健所が迅速に実施するため、作成されたものである。

①保健所から陽性者への調査



<https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0473/2787/120107143416.pdf> を一部改正

②職場内における陽性者発生への備え

- ・ 平時から各職員や職場単位で行動歴や健康状態等の把握
- ・ 各職員、各職場における感染予防策の徹底

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。**
- 3 確認した結果は、**衛生委員会等に報告し**、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ

新型コロナウイルス
職場における「4つ」の対策ポイント
～ 職場での感染にご注意ください！～

換
気



室内では
こまめに換気をしましょう

密



席や更衣室で、人と
適切な距離をとりましょう

共
用



複数人での備品の共用は
できる限り避けましょう

休

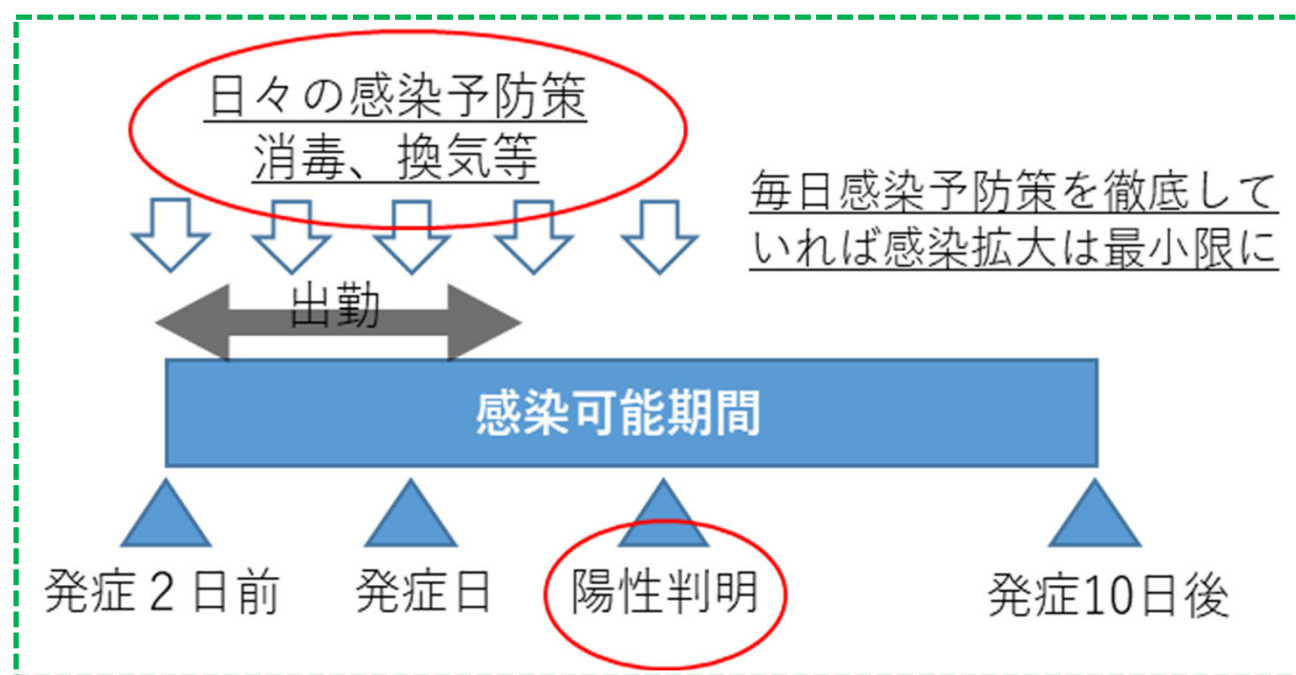


体調が悪い場合は、
軽めの症状でも
休みましょう・休ませましょう

厚生労働省 8月7日付け
職場における新型コロナウイルス感染者へ
の感染予防、健康管理の強化について

③職場における陽性者発生時の対応

- 陽性者対応
感染源推定のための調査協力
- 濃厚接触者対応
濃厚接触者選定のための
調査協力、リストアップ
- 消毒



消毒

- 高頻度に不特定多数の人が接触する箇所の清拭消毒を実施
ドアノブ・手すり・スイッチ・テーブル・ベッド柵・パソコン・電話 など

環境清拭消毒 実施時の注意点

- 手袋・エプロン等の個人防護具を着用し、脱衣後には必ず、手指衛生を実施する
- 目に見える汚染を除去してから、清拭消毒する
- 70%のアルコールまたは0.05～0.1%以上の次亜塩素酸ナトリウム希釈液を十分に浸したクロスで、清拭消毒する
- 使用後のクロスは、使い捨てにすることが望ましい
再利用する場合は、洗浄・浸漬消毒後、確実に乾燥させる

0.05%次亜塩素酸ナトリウム希釈液の作成方法

塩素系漂白剤（ハイター：0.5%次亜塩素酸ナトリウム）を使用した場合

作りたい量	作成方法（0.05%；500ppm）
500ml	漂白剤5ml+水495ml （ペットボトルのキャップ約1杯）
1000ml	漂白剤10ml+水990ml （ペットボトルのキャップ約2杯）
2000ml	漂白剤20ml+水1980ml （ペットボトルのキャップ約4杯）

作成した次亜塩素酸ナトリウム希釈液は、遮光し蓋つきの容器で保管し、作成後1日で廃棄とする。

④勤務・業務継続体制について

- 勤務体制の調整
- 継続業務、停止業務の検討

⑤陽性者・濃厚接触者への人権への配慮

新型コロナウイルス感染症は誰もが感染しうる病気であり、感染された方を責められるものではありません。

職場において、感染者や濃厚接触者、PCR検査の対象者等が確認された場合であっても、まず当事者の立場を十分に理解し、不確かな情報に惑わされず、新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報に基づいて冷静な行動を心掛けてください。



治療を終えた方への嫌がらせ



知り得た情報の漏洩
差別や偏見、誹謗中傷



個人を特定するような行為



不当な出勤拒否

陽性者の退院基準と就業制限

○ 症状のある方（有症状者）の場合は、①又は②のいずれかを満たす場合に、宿泊療養又は自宅療養が解除されます。

①発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合

②発症日から 10 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後に 2 回連続で PCR 等検査（PCR 検査、LAMP 法検査又は抗原定量検査）の結果が陰性である場合（※）

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて（その8）

（1）宿泊療養又は自宅療養における就業制限の解除について

○ 就業制限の解除については、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準^{（※1）}を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えない（解除時のPCR検査は必須ではない）。

厚生労働省 感染症法第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて

⑪ PCR 検査を行わずに退院した場合も含めて、他者に感染させるおそれがないということなので、退院基準を満たして退院した方を受け入れる場合については、感染したことがない方と同様の対応を求めてよいでしょうか。

(答)

お見込みのとおりです。

また、国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから 7 日～10 日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCR 検査等で陽性の結果が出る場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきたため、PCR 検査を行わない場合も含めて、退院基準を満たして退院した後の活動の制限などは設けておりません。

したがって、退院基準を満たした後の日常的な生活において、過去に新型コロナウイルス感染症に感染していたこと等を理由として訪問や面会を断るなどの他者と異なる対応を行うことは、望ましくなく、感染したことのない方と同様の対応とするよう関係者に周知するようにしてください。

14 宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たし、療養を終了した後、職場等から PCR 検査の結果が陰性であることの証明書（陰性証明）の提出を求められた場合、どうしたらいいですか。医療機関に証明書の発行をお願いすることはできるのですか。

（答）

- 宿泊療養・自宅療養中は、毎日、保健所（又は委託を受けた者）による健康フォローアップが行われ、必要に応じて、医師の判断も踏まえた上で、保健所が解除の基準（※1）を満たしているかどうかを確認します。

（※1） 具体的には、問12を御参照ください。

- このように、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に陰性証明を提出する必要はありません。この取扱いは、厚生労働省本省から各都道府県労働局にも周知しています（※2）。

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて（その8）

＜検査結果の証明について＞

問6) 労働者を就業させる上で、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうか確認することはできますか。

答6) 現在、PCR 検査は、医師が診療のために必要と判断した場合、又は、公衆衛生上の観点から自治体が必要と判断した場合に実施しています。そのため、医師や自治体に PCR 検査が必要と判断されていない労働者について、事業者等からの依頼により、各種証明がされることはありません。

また、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に、陰性証明を提出する必要はありません。

PCR 検査を実施した医療機関や保健所において、各種証明がされるかどうかは、医療機関や保健所によって取扱いが異なりますが、国内での感染者数が増える中で、医療機関や保健所への各種証明の請求についてはお控えいただくよう、お願いします。

なお、PCR 検査では、検体採取の際の手技が適切でない場合や、検体を採取する時期により、対象者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性になった者が、その後陽性になる可能性もあり得ます。

厚生労働省 感染症法第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方 向け）

令和2年11月1日時点版

1 風邪の症状がある方、感染が疑われる方への対応

問1 熱や咳がある方については、どうしたらよいのでしょうか。

2 感染防止に向けた柔軟な働き方（テレワーク、時差通勤）

問1 新型コロナウイルスの感染防止のため、自社の労働者にテレワークを導入したいと考えていますが、どこに相談したらよいのでしょうか。また、どのような点に留意が必要でしょうか。

問2 テレワークを導入する場合の費用負担はどのようにしたらよいのでしょうか。

問3 新型コロナウイルスへの感染を防ぐため、なるべく人混みを避けての通勤を考えています。時差通勤を導入するにはどうしたらよいのでしょうか。

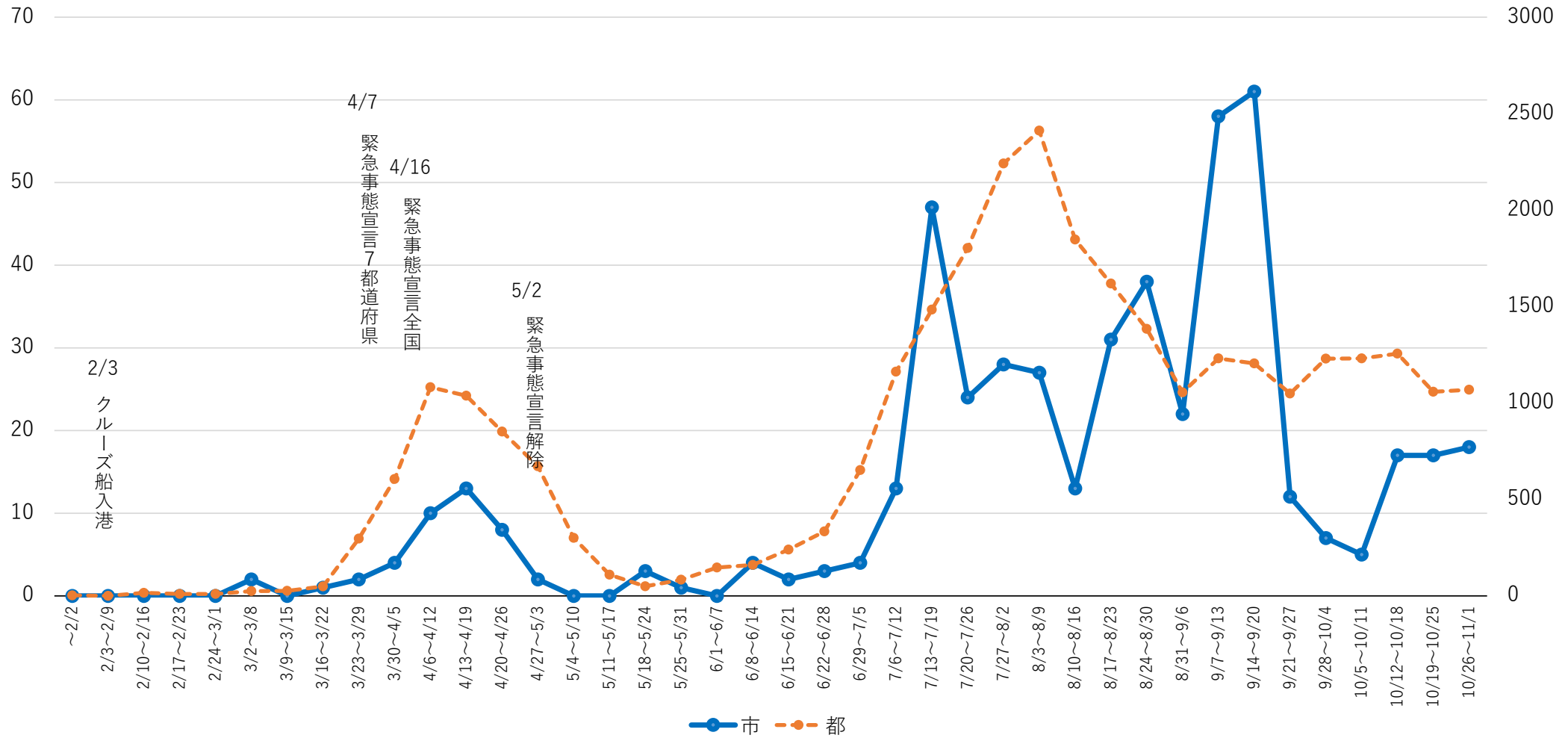
目次

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策
2. 陽性者発生に備えた平時からの取組と発生時対応について
- 3. 八王子市の現状**
4. 八王子市の取組
5. 季節性インフルエンザウイルスの同時流行対策
6. 終わりに

週別感染者数比較（東京都・八王子市）

八王子（人）

東京都（人）



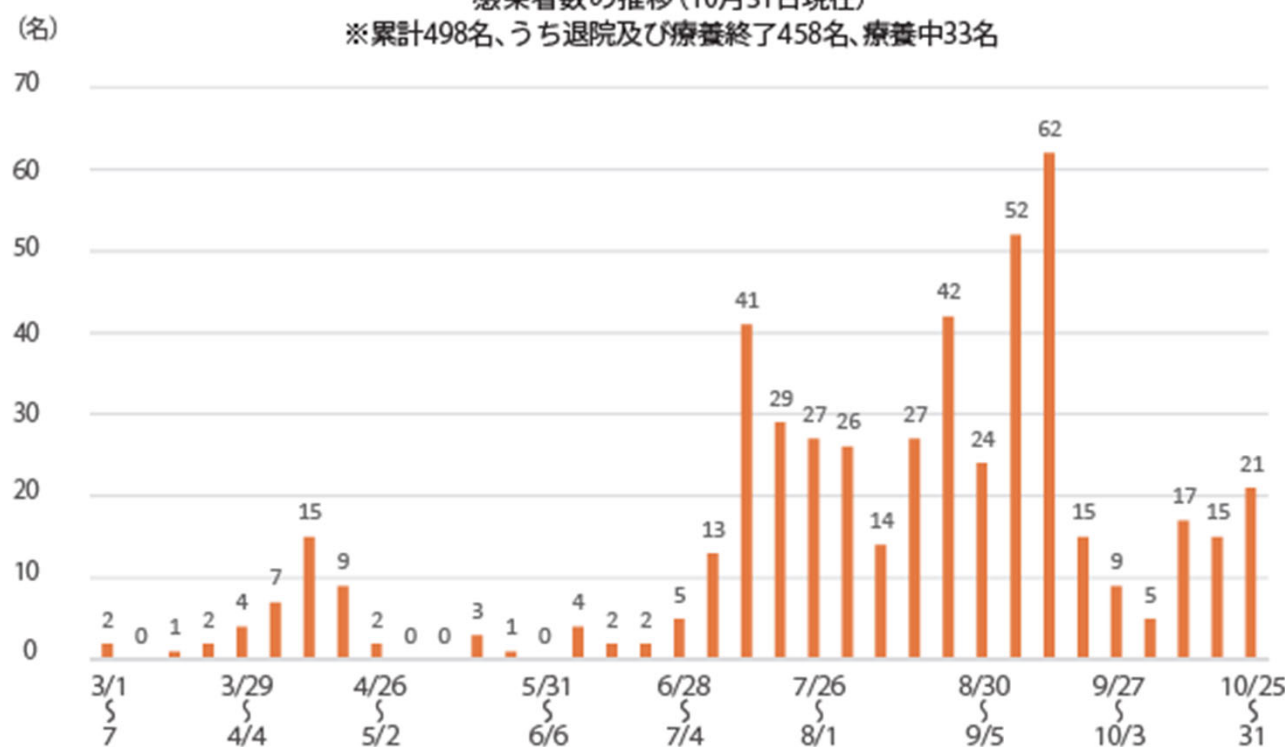
新型コロナウイルス感染症 本市の発生状況

感染者の個別の情報(感染確定日、年代、退院、渡航歴・接触歴など)を公開しています。最新の情報は市のホームページ、または右の二次元コードからご覧ください。問い合わせは保健所(☎645・5111 ☎644・9100)へ。

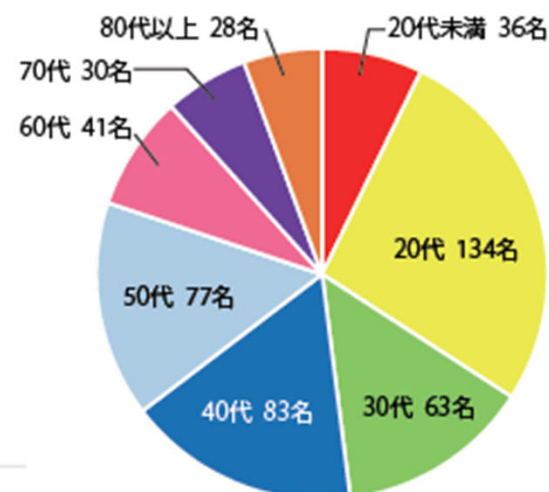


感染者数の推移(10月31日現在)

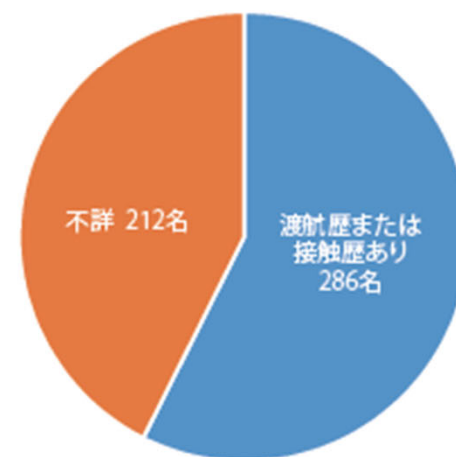
※累計498名、うち退院及び療養終了458名、療養中33名



年代別感染者数

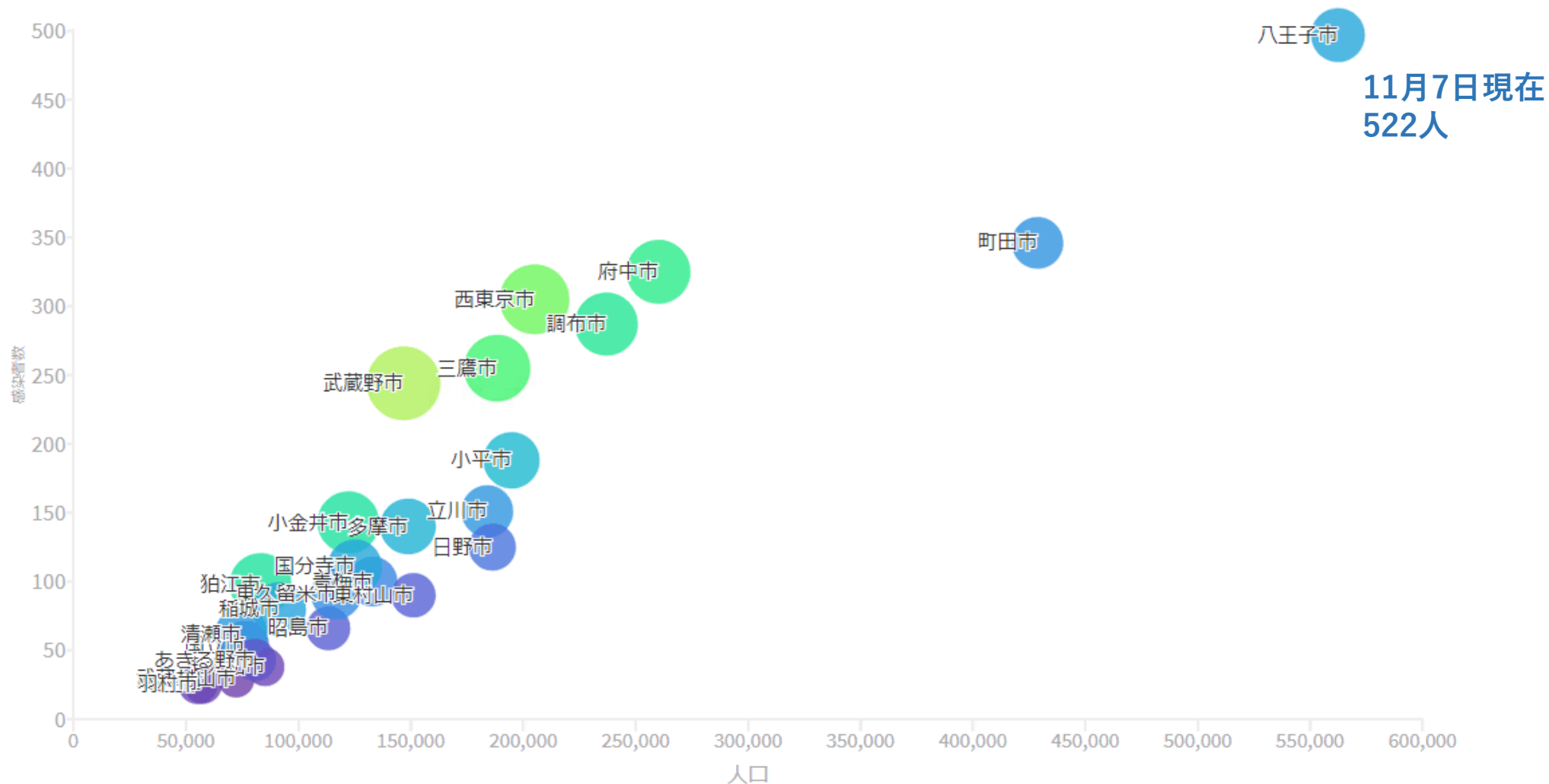


感染経路



多摩26市の累計感染者数と人口比率

円が大きいほど人口に対し累計感染者の割合が大きい（カーソルを当てると数値が出ます）



Source: 東京都福祉保健局・ * 累計感染者数は2020年11月7日時点 * 各区の人口は2020年1月1日時点の住民基本台帳記載の数 * 円の大きさは 東京新聞
23区とは比較できません

目次

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策
2. 陽性者発生に備えた平時からの取組と発生時対応について
3. 八王子市の現状
- 4. 八王子市の取組**
5. 季節性インフルエンザウイルスの同時流行対策
6. 終わりに

①PCR外来

- 市内のPCR検査体制を強化するため、八王子市医師会と連携し、市内1か所開設
- かかりつけ医など市内医療機関を受診し、検査が必要と判断した場合紹介



②市内宿泊療養施設（運営終了）

- 陽性者のうち医師が入院治療の必要がないと判断した、無症状・軽症者を対象に宿泊療養を実施
- 東京都・八王子市医師会と共同で市内施設にて宿泊療養を運営

③八王子市COCOA受付電話

- 新型コロナウイルス接触確認アプリ(略称:COCOA)で「陽性者との接触の可能性が確認された」と通知が来た際の相談先として開設
- 症状がある場合、過去2週間以内に身近な者に感染者等がいる場合、帰国者・接触者外来等への受診を希望する場合に相談
- 検査実施の場合は、検査に係る費用負担なし

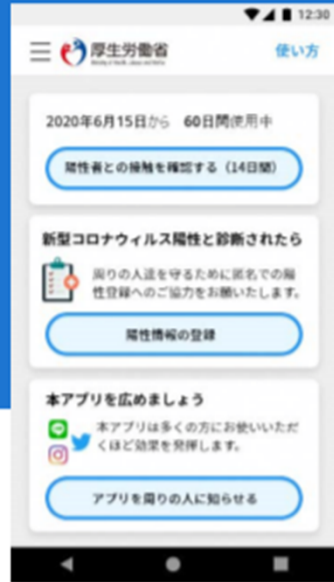
厚生労働省

新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application

厚生労働省「職場における新型コロナウイルス感染者への感染予防、健康管理の強化について」



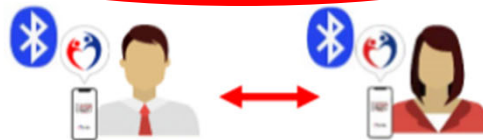
*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはありません
 - ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
※記録は14日経過後に無効となります
※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

目次

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策
2. 陽性者発生に備えた平時からの取組と発生時対応について
3. 八王子市の現状
4. 八王子市の取組
5. 季節性インフルエンザウイルスの同時流行対策
6. 終わりに

季節性インフルエンザ対策

1. 感染予防の徹底
2. インフルエンザワクチン接種
3. 有症状時の医療機関受診



東京都 みんなで始めよう職場のインフルエンザ予防

季節性インフルエンザワクチン 接種時期ご協力のお願い

厚生労働省 季節性インフルエンザ
ワクチン接種時期のお願い



今年は過去5年で最大量（最大約6300万人分）のワクチンを供給予定ですが、より必要とされている方に確実に届くように、ご協力をお願いします。

10月 1日～

接種希望の方はお早めに

65歳以上の方（定期接種対象者）※

※65歳以上の方のほか、60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等
※定期接種の開始日は、お住まいの市町村で異なりますのでご確認ください。

上記以外の方は

10月26日まで接種をお待ちください

65歳以上の方の接種ができるよう
ご協力をお願いいたします

10月26日～

接種希望の方はお早めに

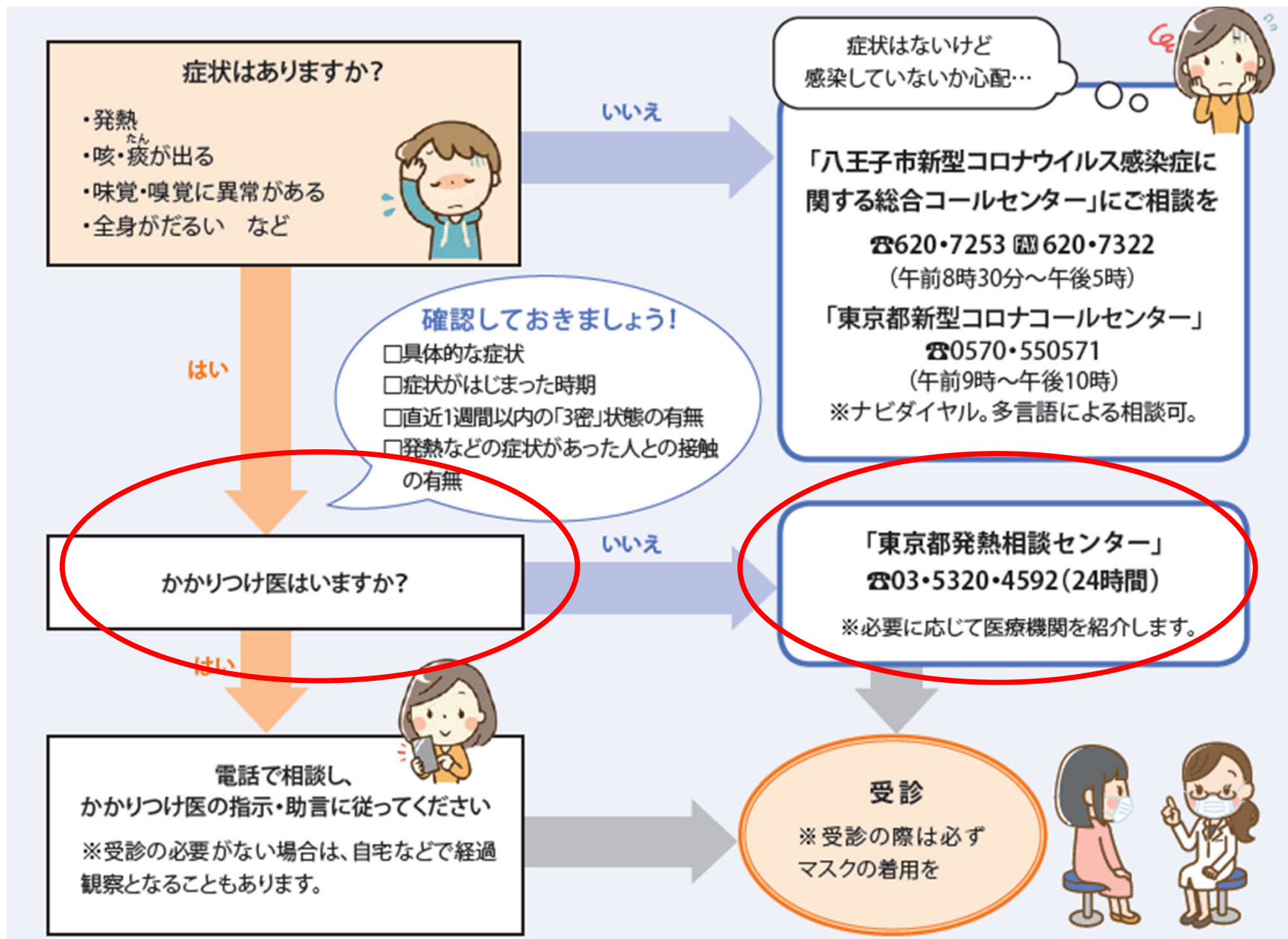
**医療従事者
基礎疾患を有する方
妊婦
生後6ヶ月～小学校2年生**

上記以外の方も接種できます

○インフルエンザは
ワクチン接種で重症
化予防ができる。

○完全に発症を予防
できるものではない。

○65歳以上の方、基
礎疾患を有する方等
は早めの接種を！



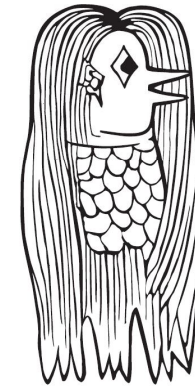
目次

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策
2. 陽性者発生に備えた平時からの取組と発生時対応について
3. 八王子市の現状
4. 八王子市の取組
5. 季節性インフルエンザウイルスの同時流行対策
6. 終わりに

終わりに

- だんだんと敵の姿が明らかになってきています。
- 新型コロナウイルス感染症を、ゼロにする、封じ込めることはできません。
- 誰もがかかる可能性のある感染症です。
- その時々正しい知識による行動を心がけましょう。
- 新しい生活様式のもと、共存の道を探ってゆきましょう。

知らないうちに、拡めちゃうから。



STOP!
感染拡大
— COVID-19 —